公益社団法人富山県高等学校安全振興会 助 成 金 交 付 規 程

(目 的)

第1条 公益社団法人富山県高等学校安全振興会定款第4条の(2)に基づき施行する 事業のうち、助成金の交付について定める。

(対象事業)

第2条 助成金の対象事業は、教育関係諸団体の行う健康教育及び健全育成等に関す る実践活動とする。

(助成の決定)

第3条 助成する教育関係団体及び助成金額の決定は、理事会で行う。

(交付申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を提出する。
 - (1) 助成金交付申請書(第8号様式)
 - (2) 事業計画書 (第9号様式)
 - (3) 助成金交付請求書(第11号様式)

(交付の決定)

第5条 第4条により申請のあった助成金の交付については、理事会の議を経て申請 者に通知する。

(実績の報告)

- 第6条 助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった事業が終了した後、次の 書類を提出する。
 - (1) 実績報告書 (第10号様式)
 - (2) 大会要綱等
 - (3) 助成金領収書 (第12号様式)

(委 任)

第7条 この規程によりがたい事項及びこの規程の実施に必要な事項は、理事長が別 に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を 受けた日から施行する。